

令和8年度 港区会計年度任用職員（児童相談所職員）募集案内

令和7年12月22日

港区児童相談所児童相談課

1 職名、職務内容及び採用予定数

	職名	職務内容	採用予定数
(1)	専門相談員	・困難ケースを抱える児童福祉司に対する対応相談、助言指導、面接の同席や訪問同行等 ・電話相談専門員への助言指導等	1名

2 受験資格及び勤務条件

ア 受験資格

児童相談所児童福祉司SVの実務経験又はこれに準ずる経験が5年以上あるもの

イ 勤務条件

(ア) 報酬額

323,796円（地域手当相当額を含む。）

※特別区人事委員会勧告等の状況により、報酬額が増減する場合があります。

(イ) 手当等

- ・通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円／月）
- ・任期が6か月以上の場合は、期末・勤勉手当を支給
- ・実績に応じて、特殊勤務手当を別途支給（日額950円）
- ・夜間（22時～翌日5時）勤務をした場合は、夜勤手当を支給

(ウ) 勤務日数

週3日（月曜日～金曜日のうち3日）

(エ) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

※公務のため、必要となる場合は超過勤務となる場合があります。

(オ) 休憩時間

1時間

(カ) 週休日

土曜日及び日曜日

そのほかに、月曜日から金曜日までのうち固定の2日（曜日については応相談）

(キ) 休日

祝日、年末年始の休日

ウ 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらずに再度任用される可能性があります。

4 勤務場所等

(1) 勤務場所

港区児童相談所

港区南青山五丁目7番11号

(2) 休暇等

年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇、育児・介護のための休暇・休業等（付与・取得要件あり）

※年次有給休暇については、前年度に引き続いて再度任用された場合は、継続年数によって日数が異なります。

(3) 社会保険

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入あり

(4) 研修

採用後、内部研修あり

5 選考日・選考方法等

方 法	面接	申込書類一式の審査後、会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について、個別面接を行います。
日 時 等	随時実施	
そ の 他	採用予定数に達し次第、終了となります。	

6 申込方法

以下の「申込書類一式（①～③）」に必要事項を記入し、下記申込先へ事前連絡の上、郵送し、又は持参してください。

申込方法	郵送	持参
	下記申込先に郵送してください。 封筒の裏に必ず自分の住所・氏名 を記入してください。	下記申込先の窓口にてお申し込みく ださい。
申込書類 一式	①港区会計年度任用職員採用選考申込書（写真貼付） ②面接票 ③返信用封筒（宛先を明記、角2封筒に140円切手貼付） ※採用の場合は、必要書類を送付いたします。不採用の場合は、応募書類 を返却させていただきます。	
申込期限	令和8年1月13日（火）	
申込先 問合せ	〒107-0062 港区南青山五丁目7番11号 港区児童相談所児童相談課 電話 03-5962-6500 FAX 03-5962-6509	